

広島県訓令第十一号

本 庁
地 方 機 関

広島県副知事の担任意務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和四年七月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県副知事の担任意務等に関する規程の一部を改正する訓令

広島県副知事の担任意務等に関する規程（平成十九年広島県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第一条 一 (略) 二 (略) イ 会計管理部（会計管理者の権限に属することを除く。）、危機管理監、総務局、環境県民局（環境政策課、環境保全課、自然環境課、循環型社会課及び産業廃棄物対策課を除く。）、健康福祉局及び土木建築局の事務 ロ (略)</p> <p>三 副知事玉井優子の担任意務 イ 地域政策局、環境県民局環境政策課、環境保全課、自然環境課、循環型社会課及び産業廃棄物対策課、商工労働局並びに農林水産局の事務 ロ (略)</p>	<p>第一条 一 (略) 二 (略) イ 会計管理部（会計管理者の権限に属することを除く。）、危機管理監、総務局、地域政策局、環境県民局、健康福祉局及び土木建築局の事務 ロ (略)</p> <p>三 副知事山田仁の担任意務 イ 商工労働局及び農林水産局の事務 ロ (略)</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。